

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が行った決定のうち、諮問1から6の請求却下処分は妥当であるが、諮問7の情報非公開決定については、請求却下処分（請求された公文書が存在しない）とすべきである。

第2 不服申立ての趣旨

1 26農水第1157号諮問事項（以下、諮問1）

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成26年4月8日付けで伊勢市情報公開条例（平成17年11月1日伊勢市条例第19号。以下「条例」という。）に基づき行った「12月13日以降三重県とどの様に協議したかがわかる議事録等及び公告縦覧が行われないことがわかる公文書」の公開請求に対し、伊勢市長（以下「実施機関」という。）が平成26年4月23日付けで行った情報公開請求却下処分（請求された公文書が存在しない）について、取消しを求めるというものである。

2 26農水第1163号諮問事項（以下、諮問2）

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成26年4月8日付けで条例に基づき行った「農用地利用計画変更申出に関して農林水産課が大丈夫と指導した内容の判断基準若しくは根拠となる法律若しくは公文書」の公開請求に対し、実施機関が平成26年4月23日付けで行った情報公開請求却下処分（請求された公文書が存在しない）について、取消しを求めるというものである。

3 26農水第1164号諮問事項（以下、諮問3）

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成26年4月8日付けで条例に基づき行った「協議の中での職員の発言について、行政の担当者として責任逃れ・業務放棄とも取られかねないような言動の判断基準若しくは根拠となる法律若しくは公文書」の公開請求に対し、実施機関が平成26年4月23日付けで行った情報公開請求却下処分（請求された公文書が存在しない）について、取消しを求めるというものである。

4 26農水第1165号諮問事項（以下、諮問4）

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成26年4月8日付けで条例に基づき行った「再協議の依頼に対して「いたしません。」と回答することについて、行政の担当者として責任逃れ・業務放棄とも取られかねないような言動の判断基準若しくは根拠となる法律若しくは公文書」の公開請求に対し、実施機関が平成26年4月23日付けで行った情報公開請求却下処分（請求された公文書が存在しない）について、取消しを求めるというものである。

5 26農水第1166号諮問事項（以下、諮問5）

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成26年4月8日付けで条例に基づき行った「農用地利用計画変更申出の経過に関してなんら説明も謝罪もないことについて、行政の担当者として責任逃れ・業務放棄とも取られかねないような言動の判断基準若しくは根拠となる法律若しくは公文書」の公開請求に対し、実施機関が平成26年4月23日付けで行った情報公開請求却下処分（請求された公文書が存在しない）について、取消しを求めるというものである。

6 26農水第1167号諮問事項（以下、諮問6）

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成26年4月8日付けで条例に基づき行った「正式な業務の場で録音されたデータは公の資料になるのかならないのかどちらなのかがわかる法律若しくは公文書、録音された内容をどの様に管理すべきなのか及びどの職位の方に聞いていただくべきなのかがわかる法律若しくは公文書」の公開請求に対し、実施機関が平成26年4月23日付けで行った情報公開請求却下処分（請求された公文書が存在しない）について、取消しを求めるというものである。

7 26農水第1168号諮問事項（以下、諮問7）

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成26年4月2日付けで条例に基づき行った「平成25年12月26日と平成26年1月7日の情報公開時の録音データの公開、録音データを文書にされて保管されている場合はその文書の公開、文書で保管する場合音声データと文書の内容の差異に関して規定した公文書」の公開請求に対し、実施機関が平成26年4月16日付けで行った情報非公開決定について、取消しを求めるというものである。

なお、7件の請求のいずれも、不服申立人及び実施機関のみでなく、請求、決定及び不服申立てに至る内容や争点に関連することから、一括して審議の上、答申を行うものである。

第3 不服申立て理由

不服申立書及び意見陳述における不服申立人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。実施機関の職員が、窓口や情報公開の場で約束や説明をした事実があり、説明したことが間違っているのであれば虚偽の説明をしたということであり、虚偽の説明をするという行動基準がなければならぬ。公務員は何らかの行動基準、規則に基づいて行動しているはずなので、公文書不存はあり得ず、却下処分を取消しし、行動基準、規則を公開しなければならない。

却下決定通知まで一切連絡がなく却下の決定がされ、条例第3条による公文書を原則として公開するという部分、公文書の特定に協力する旨定めていること、期間内に決定はされているが速やかに通知されておらず、条例に違反している。情報公開審査会が正しい情報公開がされたかどうかを判断する場で、条例違反を追及する場であるかどうかかわからないが、情

報公開条例違反に関して職員の懲戒処分を依頼したところ伊勢市の回答は情報公開審査会の結論を待つということであった。

情報公開審査会から実施機関に対して、再度公文書を特定し、公文書を公開するように、指導することを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

諮問1から5について、情報公開請求書の記載内容に対して、何らかの行動を公務員がするのであれば、それについて公文書があるはずであるとのことであるが、法律等で必ずこのような公文書を設けなければならないとはなっておらず、公文書は存在しないことから、情報公開請求却下処分は妥当である。

諮問6について、録音データの管理や取扱いに関しては公文書としての作成義務がなく、そのような公文書は存在しないことから、情報公開請求却下処分は妥当である。

諮問7について、録音データとして保有しているが、内容を確認すると発言されている内容から個人が特定できる情報が含まれていると判断し、情報公開にあたりそれら1つ、1つを除くことは困難であることから、情報非公開決定は妥当である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を保障するとともに、市民の市政への参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど市民全体の利益を害することのないよう原則公開の例外として限定列挙した非公開事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して以下のように判断する。

2 本決定の妥当性について

(1) 諮問1から6について

不服申立人は、請求を却下した理由が公文書不存在であるとなっているが、説明したことが間違っているのであれば虚偽の説明をしたということであり、虚偽の説明をするという行動基準がなければならず、公務員は何らかの規定に基づいて発言、行動しているはずなので、その行動基準、規則を公開しなければならないと主張している。しかし、公務員が虚偽の行動や言動をしてもいいという行動基準は、そもそも法律や規則に定められておらず、公文書不存在の決定は当然であると考えられる。

実施機関は、情報公開請求されている説明や判断基準等に関して、公文書の作成義務はなく、また、公務員の行動基準に関して、法律等で必ずこのような公文書を設けなければならないとはなっておらず、公文書は存在しないと主張する。また、諮問1の請求にある

12月13日以降三重県との協議をした議事録について、当審査会が事務局に追加調査させたところ、個別具体的な土地に関してではなく、施設の定義について確認するという内容の記録は存在したが（この記録はすでに不服申立人に提示され、その内容は不服申立人において確認済みである。）、請求された内容の記録の存在は認められなかった。

以上により、虚偽の行動や言動をしてもいいという行動基準は、そもそも法律や規則に定められておらず、また、実施機関の説明について特段不合理な点は認められないことから、当該公文書を不存在とした本決定は、妥当である。

(2) 諮問7について

不服申立人は、8月22日の審査会での口頭意見陳述において、実施機関が録音データを文書に起こして管理していると回答しているので文書があるべきで、文書がないのであれば虚偽の説明をしたということであり、虚偽の説明をするという行動基準がなければならない。公務員は何らかの規定に基づいて発言、行動しているはずなので、その行動基準、規則を公開しなければならないと主張している。しかし、実施機関において録音データを文書に起こしていないとのことであるので、不服申立人の主張は前提を欠く。

実施機関の説明から、請求された公文書を録音データとして保管しているが、文書には起こしておらず、その録音データには個人が特定できる情報が含まれており、それらを取り除くことは困難であると認められる。しかし、条例第2条に規定する公文書には、電磁的記録も含まれるが、実施機関の職員が職務上作成し、または取得したものであり、内部手続きを開始したものまたは職務上の内部検討に付された時点以後のもの、受領または收受の手続きを終了したものである。このことから、文書に起こしておらず、決裁を受けるなどの手続きに使われていない、当該録音データは、情報公開の対象となる公文書ではないと判断し、請求された公文書は不存在であると考えられる。

以上により、当該公文書を情報非公開とした本決定は、公文書不存在が妥当である。

(3) 不服申立人のその他の主張について

不服申立人は、実施機関が行った情報公開に係る事務手続きに関して、公文書の特定に協力していない、期間内に決定はされているが速やかに通知されていない、など条例に違反していると主張する。

しかし、当審査会は条例に基づき実施機関の行った処分についての不服申立てに関して審査するものであって、実施機関が行った情報公開に係る事務手続きについての適否を審査するものではない。また、審査会から実施機関に対して、公文書を公開するように指導するよう求めているが、本請求に係る公文書は不存在であることから、不服申立人の主張は受け入れることができない。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月14日	諮問書の受理
平成26年7月15日	実施機関に対して理由説明書の提出依頼
平成26年7月18日	理由説明書の受理
平成26年7月18日	不服申立人に対して理由説明書(写)の送付、意見書の提出依頼及び口頭陳述の希望の有無の確認
平成26年8月19日	意見書の受理
平成26年8月22日	書面審理 実施機関の補足説明 不服申立人の口頭意見陳述 審議
平成26年8月29日	審議、答申

伊勢市情報公開審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	山 田 やす子	皇學館大学教授
会長職務代理者	濱 田 秀 也	弁護士
委 員	富 永 健	皇學館大学教授
委 員	小 寺 留 男	伊勢市総連合自治会
委 員	大 谷 健	人権擁護委員